

## 株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2020 年 1 月 14 日

BEENOS 株式会社

株式会社デファクトスタンダード

2020年1月14日

東京都品川区北品川四丁目7番35号  
BEENOS株式会社  
代表取締役社長兼グループCEO 直井 聖太

東京都大田区平和島三丁目3番8号  
株式会社デファクトスタンダード  
代表取締役社長 仙頭 健一

### 株式交換に関する事後開示事項

BEENOS 株式会社（以下「BEENOS」といいます。）及び株式会社デファクトスタンダード（以下「デファクト社」といいます。）は、2019年11月21日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2020年1月14日を効力発生日として、BEENOSを株式交換完全親会社とし、デファクト社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

#### 記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2020年1月14日

2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による  
手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行ったデファクト社の株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

デファクト社は、会社法第785条第3項並びに社債、株式等の振替に関する法律第155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2019年12月20日付で、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるBEENOSの商号及び住所、並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。その結果、株主1名（株式数：450,000株）より、会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求がなされました。買取価格については現在協議中です。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

デファクト社は、会社法第 787 条第 3 項第 3 号及び第 4 項の規定に基づき、2019 年 12 月 20 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全親会社である BEENOS の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、本株式交換に際しては、デファクト社の新株予約権者に対して株式交換完全親会社である BEENOS の新株予約権は交付されませんが、かかる取扱いは、会社法第 236 条第 1 項第 8 号ニの条件に合致するため、会社法第 787 条第 1 項第 3 号の規定による新株予約権の買取請求を行うことができる新株予約権者はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、第 799 条の規定による手続の経過  
(会社法施行規則第 190 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

BEENOS は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

BEENOS は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2019 年 12 月 20 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社であるデファクト社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、BEENOS は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により BEENOS に移転したデファクト社の株式の数は、本株式交換により BEENOS がデファクト社の発行済株式（但し、BEENOS が保有するデファクト社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のデファクト社の発行済株式総数から BEENOS が保有するデファクト社の株式の数を除外した 3,459,984 株です。なお、上記発行済株式総数は、

後記5. (6)記載の自己株式の消却後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) BEENOS は、会社法第796条第2項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した BEENOS の株主（当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。）はおりませんでした。
- (2) デファクト社は、会社法第783条第1項の規定により、2019年12月19日開催の定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) BEENOS は、本株式交換により、基準時のデファクト社の株主（但し、BEENOS を除きます。）に対し、その保有するデファクト社の普通株式1株につき0.29株の割合をもって BEENOS の普通株式を割当交付いたしました。なお、BEENOS が割当交付した BEENOS の普通株式の合計は、1,003,395株です。
- (4) デファクト社の普通株式は、株式会社東京証券取引所において2020年1月9日付で上場廃止となりました。
- (5) デファクト社は、2019年12月19日開催の取締役会決議に基づき、2020年1月13日付で、その発行する全ての新株予約権を無償で取得した上で、これを消却いたしました。
- (6) デファクト社は、2019年12月19日開催の取締役会決議に基づき、基準時をもって、基準時においてデファクト社が保有していた自己株式465,016株の全てを消却いたしました。
- (7) 本株式交換により増加する BEENOS の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。
  - ① 資本金 0円
  - ② 資本準備金 会社計算規則第39条に従い BEENOS が別途定める額
  - ③ 利益準備金 0円

以 上